



# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

令和3年度住民税（均等割）非課税世帯で対象となった世帯は、  
受給の有無に関わらず令和4年度では対象となりません。

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 **（1世帯あたり10万円）** は、住民税（均等割）非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

## 給付金の支給時期

八尾市が確認書(または申請書)を受理した日から**1か月後**が目安です。

(家計急変世帯の申請は、受理後3か月程度が目安です。)

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の  
**「住民税（均等割）が非課税」**  
の世帯

令和4年1月以降の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

※令和3年1月～12月の収入  
に対する家計急変世帯の申請  
は終了しました。

八尾市から  
確認書が届きます（要返送）  
確認書発行日から**3か月以内の日 必着**  
※一部申請が必要な場合があります  
申請書は**令和4年9月30日（金）必着**

基準日時点で八尾市に住民登録のある方に  
確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

### 申請が必要です

申請期間：**令和4年6月1日（水）**  
**～令和4年9月30日（金）**

申請時点で八尾市に住民登録がある方が  
対象です。

【申請書配布先】八尾市ホームページより取得、  
または八尾市役所（臨時特別給付金窓口）、  
各出張所など

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I-① 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

### (1) **世帯の全ての方が**、令和3年1月1日以前から八尾市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日(令和3年12月10日)時点で住民登録のある八尾市から給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しています。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、八尾市に**返信してください**。



### (2) 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、提出の必要な書類と一緒に、基準日（令和3年12月10日）時点でお住まいの八尾市に、ご提出ください。



## I-② 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※未支給の世帯のみ

### (1) **世帯の全ての方が**、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日(令和4年6月1日)時点で住民登録のある八尾市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。（7月上旬から中旬を予定）
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、八尾市に**返信してください**。



### (2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、提出の必要な書類と一緒に、基準日（令和4年6月1日）時点でお住まいの八尾市に、ご提出ください。



## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、**申請時にお住まいの八尾市に**、ご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（八尾市の場合）単身の場合：100万円以下、扶養1人の場合156万円以下（ただし、住民税が課税されている方の扶養親族を除く）

※2 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合に申請できます。虚偽記載は不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、八尾市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

八尾市臨時特別給付金コールセンター  
受付時間 平日9:00~17:00

 **072-990-3090**

FAX : 072-990-3091

八尾市臨時特別給付金  
情報サイト

<https://www.kyufu-city-yao-osaka.jp/>

